

雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準の一部を改正する件案に関する意見
募集の結果について

令和6年3月14日

厚生労働省

人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室

雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準の一部を改正する件案について、令和5年12月27日（水）から令和6年1月25日（木）まで御意見を募集したところ、1件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。

なお、検討の結果、雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準の一部を改正する件案（概要）2（2）中「今般、指定対象を一部拡大し、～②リスク講座ではないものについても、中長期的なキャリア形成に資するものとして人材開発統括官が定める基準に該当する資格の取得を訓練目標とする課程であり、訓練時間が30時間以上かつ訓練期間が2年以内であるものについて、指定対象とすることとする」としていた部分について、2第1号ロ（2）（v）において「～又は情報通信技術に関する資格のうち中長期的なキャリア形成に資するものの取得を訓練目標とする課程として人材開発統括官が定める基準に該当するものであり、当該教育訓練の時間が三十時間以上かつ期間が二年以内のものであること」と規定する修正を行いました。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。